

諫早市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和3年3月31日

諫早市監査委員	谷 口 啓
諫早市監査委員	森 口 恒 子
諫早市監査委員	北 坂 秋 男

## 令和2年度（後期：1月～2月実施分）定期監査結果報告

### 1 監査の対象

市民生活環境部：市民窓口課  
農林水産部：農業振興課  
教育委員会：教育総務課、学校教育課  
高来支所：地域総務課、産業建設課

※監査の対象年度：令和元年度

### 2 監査の期間

令和3年1月5日（火）から令和3年2月12日（金）まで

### 3 監査の方法

監査の実施にあたっては、諫早市監査基準に基づき、あらかじめ指定した財務関係資料（指定様式）、歳入関係帳簿類及び歳出関係帳簿類の提出を求め、その内容が法令等に基づき適正かつ効率的に行われているかを監査し、また、必要に応じて関係職員から事情を聴取するなどの方法により実施した。

### 4 監査の結果

財務に関する事務の執行は、おおむね適正に執行されていると認められるが、一部において改善、検討の必要がある事例が見受けられたので、その状況を記載する。

なお、注意事項については、講評の際などに改善を求めた。

#### 【教育委員会 教育総務課】

○ 契約事務について改善を求めるもの

##### 【指導事項】

学校給食センター有価物売払い単価契約書第4条によると、毎月末日までに当該月分の実績を報告しなければならないと定められているが、実績報告書の提出が遅延している事例が見受けられた。

については、適正な契約事務の執行に努められたい。

○ 徴収事務について改善を求めるもの

##### 【指導事項】

諫早市会計規則第14条第1項によると、収入命令権者は、歳入の調定をしたときは、直ちに納入義務者に納入通知書を送達しなければならないと規

定されているが、学校給食センターの再利用可能廃油売扱収入に係る納入通知書の送達が遅延している事例が見受けられた。

については、規則に基づく適正な徵収事務の執行に努められたい。

#### 【高来支所 地域総務課】

- 調定事務について改善を求めるもの

#### 【指導事項】

地方自治法施行令第154条第1項によると、歳入の調定は、当該歳入について、納入義務者等を誤っていないかどうかなどを調査してこれをしなければならないと規定されているが、行政財産の使用料の受入で、納入義務者を誤って調定されている事例が見受けられた。

については、適正な調定事務の執行に努められたい。

#### 【高来支所 産業建設課】

- 行政財産の使用許可事務について改善を求めるもの

#### 【指導事項】

諫早市事務決裁規程別表第2の2によると、行政財産の目的外使用の許可において、新規の申請で許可期間が1年以下のものは契約管財課長を経て財務部長の合議が必要と規定されているが、合議がなされていない事例、また、更新の申請で許可期間が1年以下のものは契約管財課長の合議が必要と規定されているが、合議がなされていない事例が見受けられた。

については、規程に基づく適正な行政財産の使用許可事務の執行に努められたい。